公益社団法人芦屋市シルバー人材センター会員就業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人芦屋市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験・能力及び人格を尊重し、努力しあって会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進し、地域社会づくりに 貢献するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 会員は、就業にあたって、社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由 で差別的な取扱いを受けない。

(個人情報保護)

第4条 会員は、公益社団法人芦屋市シルバー人材センター個人情報の保護に関する 規程第2条第1号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)が個人の人格尊 重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであることに鑑み、職務上、又は就業上、 知り得た個人情報については他に漏らしてはならない。退会した後も、また、同様 とする。

第2章 就業

(仕事の受注)

第5条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括して発 注者とその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注条件等につき、直接の交 渉当事者とならない。

(仕事の割当て)

- 第6条 センターは、仕事の受注のつど、会員の希望を配慮し、あらかじめ就業時間・ 就業期間・仕事の内容及び就業に伴う配分金等を明示し、会員の合意を得て割り当 てるものとする。
- 2 会員は、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、 発注者の確認を行い、その報告書を就業の終了又は就業報告締切期日にセンターに 提出するものとする。

(就業時間)

第7条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して1日8時間を上回らないものとする。ただし、センターは、職務の性質・就業場所・季節などの事情により、

その始業・就業時間・休憩時間・休日等の基準について別に定めることができる。 この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

(就業上の注意事項)

- 第8条 会員は就業に当たり、つぎのことに留意しなければならない。
 - (1) センターから提供された仕事は、誠実に履行するよう努めること。
 - (2) 共同作業における就業中は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って、お互いに仲良く協力して働くこと。
 - (3) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
 - (4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
 - (5) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
 - (6) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事しないこと。 (就業の終了)
- 第9条 会員は、つぎの各号の一に該当するときは、その就業を終了する。ただし、 第4号及び第5号に該当することにより就業を終了する場合は、センターは会員に 対し予告するものとする。
 - (1) 就業の定められた期間が満了したとき。
 - (2) 本人から就業を取りやめたい旨の申し出のあったとき。
 - (3) 天災地変その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となったとき。
 - (4) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
 - (5) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。
 - (6) その他会員の資格を喪失したとき。

第3章 安全・衛生

(センターの措置義務)

第10条 センターは、会員の就業に当たり、その安全・衛生の面で常に配慮し就業 上の災害防止などに努力するものとする。

(健康診断)

- 第11条 会員は就業に際し、健康管理のため毎年1回以上健康診断を受けるものと し、診断の結果、異常が見受けられたときは、すみやかにセンターに届けるものと する。
- 2 センターは、健康診断の結果、治療及び休養の必要がある会員に対し、就業を一定期間禁止し又は就業時間、職種の変更などをさせることがある。

(事故報告義務)

第12条 会員は、就業中又は就業途上において傷害事故及び賠償事故を起こした場

合は、直ちに発注者及び事務局に報告し適切な措置を講じるとともに、速やかに「事故報告書」を事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、「事故報告書」に基づき、事故を起こした会員及び関係者から十分事情 聴取を行い、安全・適正就業推進委員会に報告するものとする。(令和2年6月1日改正) (災害補償)
- 第13条 会員は、その仕事の遂行に関し災害を受けた場合は、センターが加入する 会員傷害保険の定めるところにより補償を受けることができる。
- 2 会員又は会員の家族は、災害を受けた場合、遅滞なくその内容をセンターに届けるものとする。

(損害賠償)

- 第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する賠償責任保険(以下「賠償責任保険」という。)の定めるところにより、賠償を担保される。ただし、免責額は会員の負担とする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任が発生し、賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附則

この規程は、昭和55年10月13日から施行する。

附則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第3条の2の規定は、 平成18年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年6月1日から施行する。